資料 19 - 1

利用者保護（信頼性・品質の確保）について

２０１６年９月２３日
総　　務　　省
総合通信基盤局

検討項目の概要

1. 基本的考え方

(3)検討の時間軸

(2)円滑な移行に必要な基本的視点

(1)今後の固定電話の位置付け

2. 移行後のIP網のあるべき姿

(1)電話を繋ぐ機能の確保

- ハブ機能
- 精算
- 利用者料金の設定権　等

(2)NTT東西のアクセス回線・中継網

- ユニバーサルサービスへの影響　等
- 県間伝送路の扱い
- アクセス回線の範囲
- 無電柱化等に伴うメタルアクセス回線の撤去

(3)利用者保護

- 信頼性確保(技術基準)　等
- 適正な料金水準の確保(利用者料金規制)
- 移行に伴い終了するサービス等の扱い

(4)公正な競争環境の確保

- 番号ポータビリティ　等
- 基本料市場(メタルIP電話)の競争
- 基本料市場(光IP電話)の競争
- マイライン機能の扱い
- 通話料市場(中継電話・国際電話)の競争
- 競争環境整備の在り方(電話・FTTH)

3. 円滑な移行の在り方

- 移行後に廃止・変更されるサービス・機能への移行終了までの対応　等
- PSTNの撤去費用の負担の在り方
- PSTNとの接続とNGNとの接続が並存する期間中の対応
- 移行開始までに必要な取組が完了しない事業者への対応

メタル電話、メタルIP電話、光IP電話のサービス提供形態と競争環境（概念図）

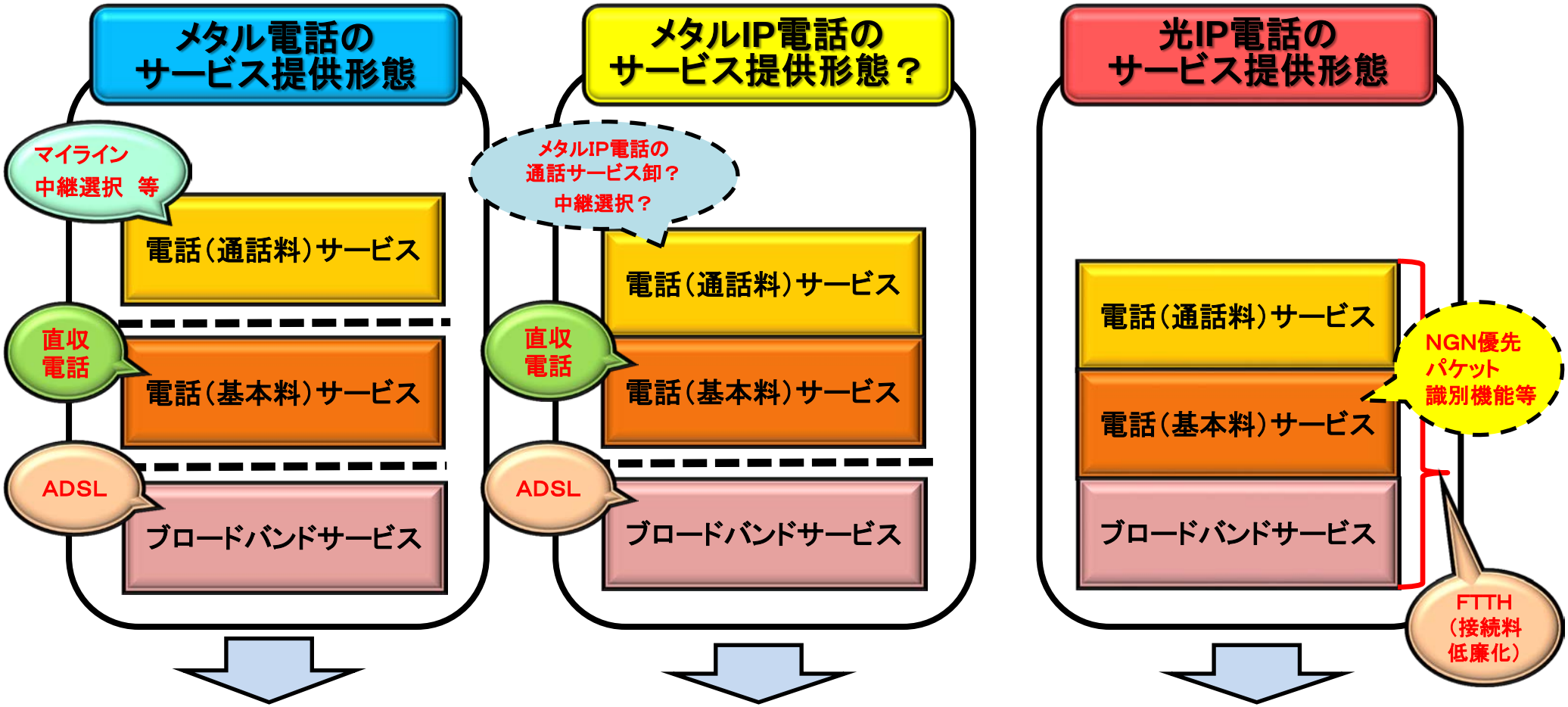

各種競争環境の整備により、電話（通話料・基本料）やブロードバンドサービスを**個別に提供することが可能**

各種競争環境に加え、今後メタルIP電話の通話サービス卸が提供された場合、電話（通話料・基本料）とブロードバンドサービスを**個別に提供することが可能？**

電話とブロードバンドサービスは**一体での提供**

（今後NGN優先パケット識別機能等がアンバンドルされると、フレッツ光契約を前提として競争事業者が電話（通話料・基本料）サービスを個別に提供することが可能となる）

IP網への移行に適切に対応した競争環境と設備規律の確保について

○　第18回電話網円滑化委員会（2016年8月31日）においては、メタルIP電話・光IP電話サービスの提供基盤となるコア網（NGN）やアクセス回線に関し、通信設備の重要性・基幹的役割等に着目した上で、必要な競争環境整備について検討が行われた。

○　現行の電気通信事業法では、公正な競争環境の確保とともに、国民生活や社会経済活動の重要基盤である電気通信サービスが安定かつ確実に提供されるよう、「信頼性」や「品質」等の観点から通信設備に一定の規律（技術基準）を課すこと等により、利用者利益の保護が求められている。

○　今後PSTNからIP網へ移行していくことにより、アクセス回線と一体として設置されているコア網（NGN）の基幹的役割（不可欠性）が強まり、IP網同士の直接接続を前提とした「電話を繋ぐ機能」が提供され、FTTH等のアクセス回線への移行が進むなど、通信ネットワークの構造に大きな環境変化が想定される中、こうした環境変化に対応した競争環境と設備規律（技術基準）を適切に両立させ、求められる法益を確保すべきではないか。

○　その上で、IP網への移行に伴う設備規律（技術基準）については、IP網の特性も勘案しつつ、

- 東日本大震災や熊本地震をはじめとする大地震や台風・豪雨・土砂災害・豪雪など、近年の非常災害への対応及び今後の備えも踏まえると、国民生活や社会経済活動に支障を及ぼさないよう、IP網への移行後も引き続き、電気通信サービスの「信頼性」を十分に確保すること
- 現在PSTNにより提供されている「固定電話」については、国民生活や社会経済活動に不可欠な基盤として日本全国あまねく提供されているサービスであること等を踏まえて、IP網への移行後も引き続き、固定電話サービスの「品質」を十分に確保すること

が重要と考えられるのではないか。

○　こうした観点から、IP網への移行に伴い電気通信サービスの「信頼性」や「品質」等を確保するために新たな課題が生じる場合には、公正な競争環境が確保される前提において、必ずしも事業者の経済合理性の視点のみならず、確保すべき利用者利益も十分に勘案して、必要な設備規律（技術基準）の新たな整備や、利用者への説明・周知・対応方策の提供等が十分に図られるための措置等を検討すべきではないか。